

第 1 2 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	2 1	2 1	5	4 7

(2) 議案の名称

(令和 5 年度当初予算)

- 議案第 1 号 令和 5 年度尼崎市一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 5 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算
- 議案第 3 号 令和 5 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算
- 議案第 4 号 令和 5 年度尼崎市特別会計育英事業費予算
- 議案第 5 号 令和 5 年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 議案第 6 号 令和 5 年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算
- 議案第 7 号 令和 5 年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算
- 議案第 8 号 令和 5 年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算
- 議案第 9 号 令和 5 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 議案第 1 0 号 令和 5 年度尼崎市水道事業会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 5 年度尼崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第 1 2 号 令和 5 年度尼崎市下水道事業会計予算
- 議案第 1 3 号 令和 5 年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算

(令和 4 年度補正予算)

- 議案第 1 4 号 令和 4 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 議案第 1 5 号 令和 4 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 6 号 令和 4 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 7 号 令和 4 年度尼崎市特別会計育英事業費補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 8 号 令和 4 年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 9 号 令和 4 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 2 号)

- 議案第20号 令和4年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）
- 議案第21号 令和4年度尼崎市下水道事業会計補正予算（第4号）
- <条例>
- 議案第22号 尼崎市財政運営基本条例について
- 議案第23号 尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 尼崎市PFI事業者選定委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第28号 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第29号 尼崎市個人情報保護に関する法律施行条例について
- 議案第30号 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 尼崎市文化財保存活用基金条例について
- 議案第33号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第36号 尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 尼崎市子ども・若者応援基金条例について
- 議案第40号 尼崎市産業労働審議会条例について
- 議案第41号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- <その他>
- 議案第43号 尼崎市土地開発公社の解散について
- 議案第44号 包括外部監査契約の締結について

- 議案第45号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者又はその相続人に対して有する権利）
- 議案第46号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第47号 市道路線の一部廃止について

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	1件	126,500円
その他	1件	1,500,000円
- ・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結

工事	2件	
----	----	--

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市教育委員会委員の任命
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第12回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和5年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第1号～第13号	所 管	各事業所管課
件 名	令和5年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分		当初予算額		前年度比	
一	般 会 計	209,915,000		99.5%	
特	別 会 計	101,789,921		99.4%	
	国民健康保険事業費	46,122,074		96.3%	
	地方卸売市場事業費	391,910		109.9%	
	育英事業費	13,957		121.0%	
	公共用地先行取得事業費	477		0.2%	
	公害病認定患者救済事業費	21,031		98.3%	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	27,684		83.9%	
	介護保険事業費	48,216,417		101.9%	
	後期高齢者医療事業費	6,996,371		106.3%	
企	業 会 計	94,349,710		97.4%	
	水道事業	12,493,890		102.5%	
	工業用水道事業	3,177,571		158.1%	
	下水道事業	21,375,881		103.6%	
	モーターボート競走事業	57,302,368		92.4%	
合 計		406,054,631		99.0%	

<令和5年2月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第14号～第21号	所 管	各事業所管課
件 名	令和4年度 補正予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分			補正予算額		
一	般	会	計 (第9号)	△1,007,932	
特	別	会	計	1,324,164	
			国民健康保険事業費 (第2号)	939,880	
			地方卸売市場事業費 (第3号)	△20,000	
			育英事業費 (第1号)	4,340	
			公共用地先行取得事業費 (第1号)	655,449	
			介護保険事業費 (第2号)	△279,201	
			後期高齢者医療事業費 (第1号)	23,696	
企	業	会	計	184,941	
			下水道事業 (第4号)	184,941	

令和4年度 2月補正の概要

○ 一般会計補正予算（補正9号）

（補正予算の内容）

現在予算額と比べ、歳入においては、実質的な地方交付税などが増となり、歳出においては、市営住宅建替等事業費のほか、執行差金や契約差金などにより減となる一方で、令和4年度に過大受入となっている国庫補助金や市税などに係る還付等見込額を年度間調整として財政調整基金に積み立てた結果、収支が17.5億円改善した。

なお、今回生じた収支剰余により、減債基金においては、公共施設マネジメント計画に係る市債償還元金などに活用予定であった繰入を12.2億円取りやめるほか、財政調整基金においては、コロナ対策経費などへの繰入を5.3億円取りやめる。

（歳入の主なもの）

① 地方交付税の増		8.6 億円	} 12.7億円
臨時財政対策債の増	（実質的な地方交付税）	4.2 億円	
② 公共施設整備保全基金繰入金の増（歳出の③と連動）		4.2 億円	
③ 地方消費税交付金の増		4.0 億円	
④ 財政調整基金繰入金の減		△ 5.3 億円	
⑤ 国庫支出金の減	（歳出の⑤⑥⑦と連動）	△ 6.0 億円	
⑥ 減債基金繰入金の減		△ 12.2 億円	
⑦ 臨時財政対策債を除く市債の減	（歳出の⑥⑦と連動）	△ 13.0 億円	

（歳出の主なもの）

① 財政調整基金積立金の増（うち、年度間調整分13.0億円）		18.9 億円
② 公共用地先行取得事業費会計繰出金の増（公社所有地の買戻し）		4.9 億円
③ ユニチカ記念館用地取得事業費の増（歳入の②と連動）		4.2 億円
④ 旧かんなみ地域環境改善事業費の増		2.7 億円
⑤ 生活保護扶助費の減		△ 6.8 億円
⑥ 市営住宅建替等事業費の減		△ 9.9 億円
⑦ 投資的経費、経常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正		

※数値は全て表示単位未満を四捨五入で記載しているため、資料中において一致しない場合がある。

1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
230,996,110	△ 1,007,932	229,988,178

2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	50,000	議会費	△ 15,853
地方消費税交付金	400,000	総務費	2,002,507
地方交付税	855,180	民生費	△ 1,363,818
分担金及び負担金	495	衛生費	△ 509,696
使用料及び手数料	△ 85,185	労働費	△ 9,090
国庫支出金	△ 601,209	農林水産業費	△ 14,894
県支出金	38,193	商工費	△ 1,079
財産収入	△ 86,510	土木費	△ 1,148,896
寄付金	226,099	消防費	△ 43,346
繰入金	△ 1,194,891	教育費	480,708
諸収入	270,519	公債費	△ 384,475
市債	△ 880,623		
合 計	△ 1,007,932	合 計	△ 1,007,932

3 主な事業（1億円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	財政調整基金積立金	1,890,245
2	公共用地先行取得事業費会計繰出金	488,032
3	ユニチカ記念館用地取得事業費	420,000
4	旧かんなみ地域環境改善事業費	268,658
5	障害者（児）自立支援事業費	250,210
6	文化財保存活用基金積立金	220,000
7	障害児通所支援等給付費	198,154
8	施設型給付費	152,479
9	介護サービス確保支援事業費	137,238
10	法人保育施設等特別保育事業等補助金	127,828
11	税外収入還付金	113,000
12	市営住宅維持整備事業費	△ 116,814
13	保育環境改善事業費	△ 143,281
14	公害病補償事業費	△ 155,038
15	感染症対策事業費	△ 183,204
16	市債利子	△ 190,654
17	市債償還金	△ 193,162
18	介護保険事業費会計繰出金	△ 201,203
19	尼崎宝塚線ほか2路線県施行街路事業地元負担金	△ 345,629
20	人件費	△ 416,993
21	地域介護・福祉空間整備等事業費	△ 436,398
22	生活保護扶助費	△ 680,279
23	市営住宅建替等事業費	△ 993,566

4 繰越明許費の補正

(追加)

(単位：千円)

No.	事業名	補正額
1	旧かんなみ地域環境改善事業	268,658
2	特別養護老人ホーム等整備事業	122,400
3	地域介護・福祉空間整備等事業	27,608
4	保育の量確保事業	574,088
5	保育環境改善事業	360,968
6	斎場整備事業	11,990
7	脱炭素社会推進事業	61,333
8	道路橋りょう維持管理事業	103,853
9	街路灯維持管理事業	10,301
10	道路橋りょう新設改良事業	247,552
11	居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業	16,594
12	庄下川都市基盤河川改修事業	168,407
13	抽水場整備事業	93,343
14	園田豊中線等道路整備事業	23,841
15	市内一円都市計画道路整備事業	17,724
16	市営住宅維持整備事業	100,281
17	小学校特別支援学級教室整備事業	28,391
18	小学校施設整備事業	76,161
19	中学校特別支援学級教室整備事業	6,482
20	中学校施設整備事業	61,091
21	地区体育館整備事業	16,431
合計		2,397,497

(変更)

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	
1	生涯学習プラザ等整備事業	(補正前)	69,061
		(補正額)	33,964
		(補正後)	103,025
2	子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業	(補正前)	21,591
		(補正額)	12,939
		(補正後)	34,530

5 債務負担行為の補正

(変更)

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	
1	常光寺難波線道路整備事業	(補正前)	2,000,000
		(補正額)	△ 1,973,000
		(補正後)	27,000

6 市債の補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
生涯学習プラザ等整備事業費	限度額 194,200	限度額 242,000
都市計画事業費	限度額 43,700	限度額 76,600
社会体育施設整備事業費	限度額 764,300	限度額 766,100
学校施設整備事業費	限度額 462,400	限度額 513,400
臨時財政対策債	限度額 3,600,000	限度額 4,018,477

○ 特別会計補正予算(6会計)

1,324,164 千円

1 国民健康保険事業費(補正2号)

939,880 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	一般被保険者療養給付費	720,000
2	一般被保険者償還金及び還付加算金	170,090
3	国民健康保険事業基金積立金	71,102
4	傷病手当金	4,000
5	結核・精神医療付加金	3,000
6	収納率向上特別対策費	△ 132
7	人件費	△ 28,180

2 地方卸売市場事業費(補正3号)

△ 20,000 千円

(単位：千円)

No.	事項	補正額
1	市場総務費	△ 20,000

3 育英事業費（補正1号） 4,340 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	育英事業基金積立金	5,252
2	育英事業費	△ 912

4 公共用地先行取得事業費（補正1号） 655,449 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	土地取得費	488,032
2	他会計繰出金	167,417

5 介護保険事業費（補正2号） △ 279,201 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	介護給付費準備基金積立金	273,574
2	第1号被保険者償還金及び還付加算金	265,995
3	人件費	10,448
4	包括的支援等事業費	9,719
5	審査支払手数料	167
6	一般管理費	△ 231
7	賦課徴収費	△ 12,820
8	介護予防・日常生活支援総合事業費	△ 51,262
9	高額介護サービス費	△ 69,362
10	介護認定費	△ 134,485
11	介護サービス等給付費	△ 570,944

6 後期高齢者医療事業費（補正1号） 23,696 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	後期高齢者医療広域連合納付金	23,696

○ 企業会計補正予算（1会計） 184,941 千円

1 下水道事業会計（補正4号） 184,941 千円

（単位：千円）

No.	事 業 名	補 正 額
1	流域下水道維持管理負担金	184,941

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第22号	所 管	財政課
件 名	尼崎市財政運営基本条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>これまでに経験した財政的な危機を将来にわたって二度と招かないため、将来の世代に過度の負担を強いることがないように留意して施策を企画立案するなど過去の教訓を十分に活かした取組を行うことで、健全で持続可能な財政運営の確保を図り、もって、市民の福祉の増進を図るため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容等</p> <p>(1) 基本理念（第2条）</p> <p>ア 財政運営に当たっては、市の財政が市民の信託及び負担に基づくものであることに鑑み、法令等を遵守しなければならないことはもとより、予見し難い社会経済情勢の変化の際に可能な限り市民生活の安定を確保することができるよう措置することも含めて、市の財政収支の見通しを踏まえた中長期的な視点に立って計画的に行わなければならない。</p> <p>イ 財政運営の透明性の向上を図るため、財政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>(2) 新規施策の実施の際の措置（第4条）</p> <p>新たな施策を実施するに当たっては、収入を確保し、又は既存の施策の廃止、縮小、転換等により支出の見直しを行わなければならない。</p> <p>(3) 将来負担への配慮（第5条）</p> <p>市債の発行、債務負担行為の設定、損失補償債務の負担等を要する事業その他将来の市の債務の負担に影響を及ぼす事業を実施するに当たっては、現在及び将来の市民の負担の公平性に十分配慮するとともに、事業の必要性の精査、事業量の調整等を行うなど、市債の償還等に係る市の債務の負担が将来における健全な財政運営を損なわせることがないように十分に留意しなければならない。</p> <p>(4) 財政運営方針の策定等（第6条）</p> <p>財政運営方針を策定・公表し、これに従った財政運営を行わなければならない。</p> <p>(5) 財政状況の公表（第7条）</p> <p>市の財政に関する事項を市民に公表しなければならない。</p> <p>(6) 条例の廃止（付則第2項）</p> <p>財政状況の公表に関する条例を廃止する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>					

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第23号	所 管	総合政策局企画管理課
件 名	尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>本条例の規定により、公営企業管理者から市長へ提出される公営企業の業務の状況を説明する書類（以下「公営企業業務状況」という。）については、市の財政状況の公表方法に倣い、市長が市報あまがさきに掲載する方法により公表することとしている。</p> <p>こうした中、尼崎市財政運営基本条例の制定により市の財政状況の公表方法を変更することに合わせて、公営企業業務状況の公表方法を変更するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>公営企業業務状況の公表方法に「インターネットを利用する方法」を加える。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>					

尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例

改正後	現 行
<p>(業務状況説明書類の提出等)</p> <p>第5条</p> <p>5 前項の規定による公表は、市報あまがさきへの<u>掲載及びインターネットを利用する方法</u>により行うものとする。</p>	<p>(業務状況説明書類の提出等)</p> <p>第5条</p> <p>5 前項の規定による公表は、市報あまがさきへの<u>掲載する</u>方法により行うものとする。</p>

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第24号	所 管	ファシリティマネジメント推進担当
件 名	尼崎市PFI事業者選定委員会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設整備等事業（以下「PFI事業」という。）の実施に当たっては、尼崎市PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、その事業者の選定等を行うこととしている。</p> <p>こうした中、PFI事業に該当しない、設計と施工を一括して発注するDB方式等を採用する事業（以下「DB方式等事業」という。）については、これまで個別事業ごとに附属機関を設置する条例を制定のうえ、事業者の選定等を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、DB方式等事業はPFI事業に準じた手続で実施することが一般的であり、今後も当該事業が一定増加する見込みがあることから、選定委員会の調査審議の対象に、DB方式等事業を追加するため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容等</p> <p>(1) 題名 題名を「尼崎市PFI等事業者選定委員会条例」に改める。</p> <p>(2) 調査審議の対象事業 選定委員会の調査審議の対象に、DB方式等事業を加える。</p> <p>(3) 委員の委嘱 DB方式等事業に係る選定等にあつては、教育委員会や公営企業管理者が選定委員会の委員の委嘱をすることができるよう規定を整備する。</p> <p>(4) 条例の廃止 尼崎市モーターボート競走場施設改修工事請負等事業者選定委員会条例及び尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会条例を廃止する。</p>				
3	<p>施行期日 公布の日</p>				

尼崎市PFI事業者選定委員会条例

改正後	現 行
<p>(題名) 尼崎市PFI等事業者選定委員会条例 (設置) 第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業<u>その他市の施設等の設計、建設、管理運営等に関する事業で民間の資金、経営能力又は技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの（市長、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるものに限る。以下「選定事業等」という。）に係る契約の相手方となるべき事業者（以下「PFI等事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長、教育委員会又は管理者の附属機関として、PFI等事業者の選定ごとに尼崎市PFI等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(組織等) 第2条 2 委員は、<u>選定事業等の内容に応じて、学識経験者その他市長、教育委員会又は管理者が</u>適当と認める者のうちから、<u>市長、教育委員会若しくは管理者が、又は市長が教育委員会若しくは管理者の意見を聴いて委嘱する。</u></p> <p>3 委員は、PFI等事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>付 則 (招集の特例)</p>	<p>(題名) 尼崎市PFI事業者選定委員会条例 (設置) 第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業<u>に係る選定事業者（同条第5項に規定する選定事業者をいう。）</u>となるべき事業者（以下「PFI事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長<u>（尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する公共施設等（同条第1項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）（以下「教育委員会所管施設」という。）に係るものにあつては市長及び教育委員会、尼崎市公営企業局の所管に属する公共施設等（以下「公営企業局所管施設」という。）に係るものにあつては市長及び尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。））</u>の附属機関として、PFI事業者の選定ごとに尼崎市PFI事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(組織) 第2条 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。この場合<u>において、市長は、設置される委員会に係るPFI事業者の選定が、教育委員会所管施設に係るものであるときは教育委員会に、公営企業局所管施設に係るものであるときは管理者に、それぞれその委嘱についての意見を聴くものとする。</u></p> <p>3 委員は、PFI事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>付 則 (招集の特例)</p>

<p>3 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長、<u>教育委員会又は管理者</u>が招集する。</p>	<p>3 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。</p>
---	---

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第25号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由	事務事業の執行体制の整備等により、職員定数の減員を行うため、所要の整備を行うもの。				
2 改正内容	第2条第1項の職員の定数を次の表のとおり改める。				
	部局	改正	現行	増減	
	市長の事務部局の職員 〔うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員〕	2,018 [234]	2,020 [234]	△2 [0]	
	教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員	260	267	△7	
	教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員	213	214	△1	
	(参考)				
	その他改正を行わない部局	755	755	0	
	条例定数の総数	3,246	3,256	△10	
3 職員定数増減（△10）の主な内訳					
市長事務部局（△2）	児童相談所の設置を見据えた派遣に伴う増 幼稚園・認定こども園の1号等に係る事務移管に伴う増 七松保育所民間移管に伴う減 ICTの活用による業務効率に伴う減 など				
教育委員会事務部局（△7）	幼稚園・認定こども園の1号等に係る事務移管に伴う減 小学校等学校給食調理業務の委託化に伴う減 など				
教育委員会教員（△1）	尼崎市立高等学校に係る運営体制の見直しに伴う減				
4 施行期日	令和5年4月1日				

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,018人</u> うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員 234人</p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>260人</u></p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>213人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,020人</u> うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の職員 234人</p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>267人</u></p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>214人</u></p>

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第26号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 主要事業や時宜に応じた行政課題に対して迅速・柔軟に対応できる組織体制の構築を行うため、規定の整備を行うもの。				
2	改正内容 (1) マナー向上に関する事務の分掌について（危機管理安全局関係） 令和7年4月開催予定の大阪・関西万博を見据え、路上喫煙対策の強化を図るため、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て防止等喫煙マナーの対策を保健担当局から、自転車マナー等に関するノウハウをもつ危機管理安全局へ移管するとともに、マナーの総括的役割を担うマナー向上推進担当（課）を設置し、一体的に推進するため、これに合わせた規定の整備を行う。 (2) 保健局の新設について（保健局・健康福祉局・総務局関係） 健康支援体制の強化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応で培ったノウハウ等を生かした医療・保健制度の一元的な実施体制の整備に向けて、健康福祉局から独立のうえ、保健局を設置する。これに併せて、総務局から国保年金課、国保年金管理担当（課）、後期高齢者医療制度担当（課）を、健康福祉局から福祉医療課をそれぞれ保健局へ移管するとともに、健康福祉局を福祉局へ名称変更するため、これらに合わせた規定の整備を行う。				
3	施行期日 令和5年4月1日				

尼崎市事務分掌条例

改正後	現 行
<p>(部局の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 略</p> <p>危機管理安全局</p> <p>(3) 交通安全対策<u>その他の生活安全</u>に関する事項</p> <p>総務局</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>福祉局</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(1) 社会福祉に関する事項</u></p> <p><u>(2) 介護保険に関する事項</u></p> <p>保健局</p> <p><u>(1) 保健衛生に関する事項</u></p> <p><u>(2) 社会保険等に関する事項</u></p>	<p>(部局の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 略</p> <p>危機管理安全局</p> <p>(3) 交通安全対策に関する事項</p> <p>総務局</p> <p><u>(7) 社会保険等に関する事項</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>健康福祉局</p> <p><u>(1) 保健衛生に関する事項</u></p> <p><u>(2) 社会福祉に関する事項</u></p> <p><u>(3) 介護保険に関する事項</u></p>

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第27号	所 管	公文書管理担当
件 名	尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
1	<p>制定理由 尼崎市土地開発公社の解散に伴い、関係条例において所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正の対象となる条例 (1) 尼崎市情報公開条例 (2) 尼崎市個人情報保護条例 (3) 尼崎市公文書の管理等に関する条例</p>				
3	<p>主な改正内容 各条例における「尼崎市土地開発公社」の文言を削除するなど所要の改正を行う。</p>				
4	<p>施行期日 尼崎市土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の兵庫県知事の認可を受けた日 ただし、上記2(2)の条例の改正は、当該認可を受けた日又は令和5年4月1日のいずれか早い日</p>				

尼崎市情報公開条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）をいう。</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員（指定管理者に<u>あつては、その</u>指定に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（指定管理者にあつては、当該指定に係る業務に従事する者が当該指定に係る業務を遂行するために作成し、又は取得したものに限る。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）<u>及び尼崎市土地開発公社</u>（以下「土地開発公社」という。）をいう。</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員（指定管理者に<u>あつては当該</u>指定に係る業務に従事する者を、<u>土地開発公社にあつてはその役員及び職員</u>をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（指定管理者にあつては、当該指定に係る業務に従事する者が当該指定に係る業務を遂行するために作成し、又は取得したものに限る。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公</p>

開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報(指定管理者にあつては、当該指定に係る業務の範囲内のものを除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 本市の機関(指定管理者を含む。次号において同じ。)、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報(指定管理者にあつては、当該指定に係る業務の範囲内のものに限る。次号において同じ。)であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び土地開発公社の役員及び職員をいう。)又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報(指定管理者にあつては、当該指定に係る業務の範囲内のものを除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 本市の機関(指定管理者及び土地開発公社を含む。次号において同じ。)、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報(指定管理者にあつては、当該指定に係る業務の範囲内のものに限る。次号において同じ。)であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす

<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第19条第1項第2号及び第20条各号において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第25条 本市が出資している法人又は本市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>付 則</p> <p><u>(尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)</u></p> <p><u>7 当分の間、第7条第2号ウ及び第3号の規定の適用については、同条第2号ウ中「の役員及び職員をいう」とあるのは「及び尼崎市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)の役員及び職員をいう」と、同条第3号中「及び地方独立行政法人」とあるのは「、地方独立行政法人及び土地開発公社」とする。</u></p>	<p>おそれがあるもの</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、<u>土地開発公社</u>及び開示請求者以外の者(以下この条、第19条第1項第2号及び第20条各号において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>(出資法人等の情報公開)</p> <p>第25条 本市が出資している法人(<u>土地開発公社を除く。</u>)又は本市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>付 則</p>
---	--

尼崎市個人情報保護条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）をいう。</p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員（指定管理者に<u>あつては、その指定に係る業務に従事する者をいう。</u>以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（指定管理者に<u>あつては、当該指定に係る業務に従事する者が当該指定に係る業務を遂行するために作成し、又は取得したものに限る。</u>）をいう。ただし、公文書（尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第14条 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）<u>及び尼崎市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）をいう。</u></p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員（指定管理者に<u>あつては当該指定に係る業務に従事する者を、土地開発公社に<u>あつてはその役員及び職員をいう。</u></u>以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（指定管理者に<u>あつては、当該指定に係る業務に従事する者が当該指定に係る業務を遂行するために作成し、又は取得したものに限る。</u>）をいう。ただし、公文書（尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第14条 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和</p>

<p>25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報(指定管理者にあつては、当該指定に係る業務の範囲内のものを除く。)又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(6) 本市の機関(指定管理者を含む。次号において同じ。)、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報(指定管理者にあつては、当該指定に係る業務の範囲内のものに限る。次号において同じ。)であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第22条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第40条第1項第2号及び第41条各号</p>	<p>25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び土地開発公社の役員及び職員をいう。)又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報(指定管理者にあつては、当該指定に係る業務の範囲内のものを除く。)又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>(6) 本市の機関(指定管理者及び土地開発公社を含む。次号において同じ。)、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報(指定管理者にあつては、当該指定に係る業務の範囲内のものに限る。次号において同じ。)であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第22条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び開示請求者以外の者(以下この条、第40条第1項第2号及び</p>
--	--

<p>において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>(出資法人等の個人情報の保護)</p> <p>第46条 本市が出資している法人又は本市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>付 則</p> <p><u>(尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)</u></p> <p><u>9 当分の間、第14条第3号ウ及び第4号の規定の適用については、同条第3号ウ中「地方独立行政法人」とあるのは「地方独立行政法人及び尼崎市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)」と、同条第4号中「及び地方独立行政法人」とあるのは「、地方独立行政法人及び土地開発公社」とする。</u></p>	<p>第41条各号において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>(出資法人等の個人情報の保護)</p> <p>第46条 本市が出資している法人<u>(土地開発公社を除く。)</u>又は本市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>付 則</p>
---	---

尼崎市公文書の管理等に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(3) 実施機関 尼崎市議会、市長、尼崎市教育委員会、尼崎市選挙管理委員会、尼崎市公平委員会、尼崎市監査委員、尼崎市農業委員会、尼崎市固定資産評価審査委員会、尼崎市公営企業管理者及び尼崎市消防長をいう。</p> <p>(指定管理者等が保有する文書等の管理) 第39条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設の管理を行わせる指定管理者及び市が出資している法人又は市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で市長が別に定めるもの(以下「指定管理者等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書等の適正な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>付 則 4 <u>旧実施機関（尼崎市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年尼崎市条例第 号)第3条の規定による改正前の第2条第3号に規定する実施機関</u></p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員(<u>尼崎市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）にあつては、その役員及び職員。以下同じ。）</u>が職務上作成し、又は取得した文書等（文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(3) 実施機関 尼崎市議会、市長、尼崎市教育委員会、尼崎市選挙管理委員会、尼崎市公平委員会、尼崎市監査委員、尼崎市農業委員会、尼崎市固定資産評価審査委員会、尼崎市公営企業管理者及び尼崎市消防長<u>並びに土地開発公社</u>をいう。</p> <p>(指定管理者等が保有する文書等の管理) 第39条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市の公の施設の管理を行わせる指定管理者及び市が出資している法人(<u>土地開発公社を除く。)</u>又は市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で市長が別に定めるもの（以下「指定管理者等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書等の適正な管理を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>付 則 4 <u>実施機関は、施行日前に当該実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で公文書に該当するものについて、第2章の規定に準じて市長が別に定めるところにより、管</u></p>

をいう。以下同じ。)は、施行日前に当該実施機関の職員(尼崎市土地開発公社にあっては、その役員及び職員)が職務上作成し、又は取得した文書等で旧公文書(同条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に該当するものについて、第2章の規定に準じて市長が別に定めるところにより、管理しなければならない。この場合において、旧歴史的公文書(第2条第2号アからエまでに掲げる情報が記録された旧公文書その他歴史資料として重要な価値を有する旧公文書をいう。以下同じ。)に該当するものとして、市長が引き続き保存することを決定した文書等及び市長に移管された文書等は、特定歴史的公文書とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に市長が旧歴史的公文書に該当するものとして特別の管理をしている文書等については、市長は、別に定めるところにより、特定歴史的公文書とみなして第3章の規定を適用することができる。

(尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)

- 1 1 情報公開条例付則第7項の規定により情報公開条例第7条第2号ウ及び第3号を読み替えて適用する場合には、第16条第1項第1号イ及びウ中「に掲げる」とあるのは、「(情報公開条例付則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる」として、この条例の規定を適用する。

理しなければならない。この場合において、歴史的公文書に該当するものとして、市長が引き続き保存することを決定した文書等及び市長に移管された文書等は、特定歴史的公文書とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に市長が歴史的公文書に該当するものとして特別の管理をしている文書等については、市長は、別に定めるところにより、特定歴史的公文書とみなして第3章の規定を適用することができる。

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第28号	所 管	公文書管理担当
件 名	個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本市では、尼崎市個人情報保護条例を平成17年4月1日に施行し、当該条例に基づき個人情報保護制度を運営してきたところである。こうした中、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の制定により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年度から、本市を含む全ての地方公共団体の個人情報保護制度は、国の行政機関と同様の規律が適用されることとなることから、当該法改正に伴い、関係条例において所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改廃の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市情報公開条例 (2) 尼崎市個人情報保護条例(廃止) (3) 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例 (4) 尼崎市子どもの育ち支援条例 (5) 尼崎市暴力団排除条例 (6) 尼崎市危険空家等対策に関する条例 (7) 尼崎市行政不服審査会条例 (8) 尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例 (9) 尼崎市自治のまちづくり条例 (10) 尼崎市債権管理条例 (11) 尼崎市公文書の管理等に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 尼崎市情報公開条例の改正 当該法改正により新たに規定される「行政機関等匿名加工情報」について、国の制度にあわせ、尼崎市情報公開条例の不開示情報として規定する。</p> <p>(2) 尼崎市個人情報保護条例の廃止及びそれに伴う改正 ア 当該法改正により本市の個人情報保護制度は国の行政機関と同様の規律が適用されることとなるため、尼崎市個人情報保護条例は廃止する。 イ 上記2(4)から(6)及び(10)の条例について、尼崎市個人情報保護条例第8条第1項の適用により、個人情報の目的外利用又は外部提供ができる旨の規定を置いていたが、尼崎市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、当該規定を削除する。 ウ 上記2(3)、(7)、(8)、(9)及び(11)の条例について、「尼崎市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるなど所要の整備を行う。</p> <p>4 施行期日 令和5年4月1日</p>					

尼崎市情報公開条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(公文書の開示義務) 第7条 略</p> <p><u>(2)の2 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p><u>(処分等についての審査請求の審査庁)</u></p> <p>第18条 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為(以下「処分等」という。)についての審査請求は、市長に対して行うものとする。</u> (審査請求があった旨等の通知)</p> <p>第19条 <u>市長は、処分等について審査請求があったときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「不服審査法」という。)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、次の各号に掲げる者に対し、当該審査請求があった旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該処分等に係る開示請求者(当該開示請求が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人(不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)である</u></p>	<p>(公文書の開示義務) 第7条 略</p> <p>第18条 <u>削除</u></p> <p>(審査請求があった旨等の通知)</p> <p>第19条 <u>開示決定等をした実施機関は、当該開示決定等について審査請求を受けた場合において行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第24条の規定により当該審査請求を却下しないとき(当該実施機関が審査庁(法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。)でないときは、当該開示決定等について法第29条第1項本文の規定により審査請求書(法第19条第1項の規定により提出された審査請求書をいう。)又は審査請求録取書(法第21条第2項に規定する審査請求録取書をいう。)の写しの送付を受けたとき)は、次に掲げる者に対し、当該開示決定等について審査請求があった旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)である場合を除く。)</u></p>

<p>場合を除く。)</p> <p>(2) <u>当該処分等に係る実施機関（市長を除く。以下この号において同じ。）（不服審査法第21条第1項の規定により当該実施機関を経由して市長に対して当該審査請求が行われた場合及び不服審査法第22条第1項に規定する場合において当該実施機関に対して当該審査請求が行われたときを除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、不服審査法第43条第1項の規定により市長が処分等についての審査請求について尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問した場合について準用する。この場合において、前項中「各号」とあるのは、「各号（第2号を除く。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第20条 <u>第15条第3項の規定は、市長が処分等についての審査請求について次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「開示決定の日」とあるのは「審査請求に対する裁決をする日（市長以外の実施機関にあっては、当該裁決に係る裁決書の謄本の送付を受けた日。以下「裁決日等」という。）」と、「開示決定後」とあるのは「裁決日等以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨（市長以外の実施機関にあっては、当該裁決があった旨）及び当該裁決の」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(2) <u>当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、開示決定等をした実施機関が当該開示決定等に係る審査請求について尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問した場合（当該実施機関が審査庁でないときは、当該審査請求について審査委員会に諮問した旨の通知を受けた場合）について準用する。</u></p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第20条 <u>第15条第3項の規定は、開示決定等をした実施機関が当該開示決定等に係る審査請求に対して次のいずれかに該当する裁決をするとき（当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決に係る法第50条第1項に規定する裁決書の謄本の送付を受けたとき）について準用する。この場合において、第15条第3項中「開示決定の日」とあるのは「審査請求に対する裁決をする日（当該実施機関が審査庁（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下この項において同じ。）でないときは、当該裁決に係る同法第50条第1項に規定する裁決書の謄本（以下「裁決謄本」という。）の送付を受けた日。以下「裁決日等」という。）」と、「開示決定後」とあ</u></p>
--	---

	<p><u>るのは「裁決日等以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨(当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決謄本の送付を受けた旨) 及び当該裁決の」と読み替えるものとする。</u></p>
--	---

尼崎市個人情報保護条例（第2条関係）

現 行

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）及び尼崎市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員（指定管理者にあつては当該指定に係る業務に従事する者を、土地開発公社にあつてはその役員及び職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（指定管理者にあつては、当該指定に係る業務に従事する者が当該指定に係る業務を遂行するために作成し、又は取得したものに限る。）をいう。ただし、公文書（尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務又は事業の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務又は事業の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (6) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）であるものをいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された保有特定個人情報をいう。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、個人の権利利益を侵害しないよう、その所掌事務の目的の達成に必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を保有してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に規定のある場合及び事務又は事業の遂行上当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び社会的差別の原因となる事項

3 実施機関は、第1項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

4 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の取得の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該本人から直接取得しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に規定のあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急、かつ、やむを得ないと認められるとき。
- (4) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合で事務又は事業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- (5) 既に公表された事実である個人情報を取得するとき。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を当該本人から直接取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 前項第3号に掲げる事由に該当するとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第5条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 実施機関（実施機関が個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を実施機関以外のものに行わせる場合にあつては、当該個人情報取扱事務を行うものを含む。）は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の義務）

第7条 個人情報取扱事務に従事する実施機関の職員又は職員であつた者（前条に規定する場合にあつては、その個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者（以下「個人情報取扱事務従事者」という。）を含む。）は、その事務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、法令等に規定のある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第9条及び第24条第1項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(5) 本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、保有個人情報を提供することについて尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき。

3 実施機関は、前項第2号から第5号までに掲げる事由のいずれかに該当することを理由に保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供したときは、遅滞なく、その旨を審査委員会に報告しなければならない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限るものとする。

5 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の機器の結合（実施機関の保有個人情報を本市の機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を本市の機関以外の者

に提供してはならない。

(1) 法令等に規定のあるとき。

(2) 事務又は事業の遂行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられているとき。

6 実施機関は、前項第2号に掲げる事由に該当することを理由に本市の機関以外のものとの間でオンライン結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査委員会の意見を聴かなければならない。

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び第33条第1項各号において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項に規定する事由に該当することを理由に保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用したときは、遅滞なく、その旨を審査委員会に報告しなければならない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限るものとする。

5 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

6 実施機関は、法令等に規定がある場合を除き、オンライン結合により、保有特定個人情報を本市の機関以外の者に提供してはならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第9条 実施機関は、第8条第2項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当することを理由に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報の利用に係る業務等の届出)

第10条 実施機関は、個人情報を取得して新たに当該個人情報を利用する業務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 業務の名称

(2) 利用目的

(3) 個人情報の記録の対象者

(4) 個人情報の記録の内容

(5) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届出を行おうとする業務において個人情報ファイルを保有しようとするとき又は同項の規定により届出を行った業務において新たに個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載しないこととするときは、その旨
- (8) 第12条第1項、第25条第1項又は第33条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第25条第1項ただし書又は第33条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他規則で定める事項

3 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル
- (9) 第2条第5号イに係る個人情報ファイル

4 市長は、実施機関から第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を、速やかに、審査委員会に報告しなければならない。

5 第1項及び前項の規定は第1項の届出に係る業務についてこれを廃止し、又は変更しようとする場合について、第2項及び前項の規定は第2項の届出に係る個人情報ファイルについてその保有をやめた場合、その個人情報ファイルが第3項第7号に該当するに至った場合又は届け出た事項を変更しようとする場合について準用する。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第2項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第3項第1号から第8号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第2項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合におけるその法定代理人又は本人若しくは当該法定代理人の委任による代理人(当該代理人の委任による代理人を除く。)(以下これらを「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人に係る代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出

しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務のある国若しくは他の地方公共団体の機関の指示により、開示することができない情報
- (2) 開示請求者（第12条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人情報であって、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び土地開発公社の役員及び職員をいう。）又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等又は指定管理者の当該指定に係る業務に従事する者の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者にあっては、当該指定に係る業務の範囲内のものを除く。）又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 本市の機関（指定管理者及び土地開発公社を含む。次号において同じ。）、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、当該指定に係る業務の範囲内のものに限る。次号において同じ。）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答える

だけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 開示決定又は不開示決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内に行なければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、当該開示請求があつた日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務又は事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、当該開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの保有個人情報について開示決定等をしないときは、開示請求者は、当該残りの保有個人情報について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(事案の移送)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。第31条第1項、第33条第1項、第34条第1項第2号及び第2項並びに第36条において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をする

ことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第40条第1項第2号及び第41条各号において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該号の第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第3号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、当該開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第23条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(法令等による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第25条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思量するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正請求の手續)

第26条 訂正請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人に係る代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定（以下「訂正決定」という。）をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定（以下「不訂正決定」という。）をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第29条 訂正決定又は不訂正決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

（訂正決定等の期限の特例）

第30条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前項第2号の期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

（事案の移送）

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報がある実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

（保有個人情報の提供先等への通知）

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞な

く、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第33条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項若しくは第3項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項若しくは第2項（保有特定個人情報にあつては、第8条の2第1項又は第2項）の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 保有特定個人情報にあつては、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(3) 第8条第1項、第2項又は第5項（保有特定個人情報にあつては、第8条の2第5項又は第6項）の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第34条 利用停止請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人に係る代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第35条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めら

れるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定（以下「利用停止決定」という。）をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定（以下「利用不停止決定」という。）をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第37条 利用停止決定又は利用不停止決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第34条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

(利用停止決定等の期限の特例)

第38条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前項第2号の期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

第4節 審査請求

第39条 削除

(審査請求があつた旨等の通知)

第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（以下「開示等処分」という。）をした実施機関は、当該開示等処分について審査請求を受けた場合において行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第24条の規定により当該審査請求を却下しないとき（当該実施機関が審査庁（法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）でないときは、当該開示等処分について法第29条第1項本文の規定により審査請求書（法第19条第1項の規定により提出された審査請求書をいう。）又は審査請求録取書（法第21条第2項に規定する審査請求録取書をいう。）の写しの送付を受けたとき）は、次に掲げる者に対し、当該開示等処分について審査請求があつた旨を通知しなければならない。

(1) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）である場合を除く。）

(2) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

2 前項の規定は、開示等処分をした実施機関が当該開示等処分に係る審査請求について審査委員会に諮問した場合（当該実施機関が審査庁でないときは、当該審査請求について審査委員会に諮問した旨の通知を受けた場合）について準用する。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第41条 第22条第3項の規定は、開示等処分をした実施機関が当該開示等処分に係る審査請求に対して次のいずれかに該当する裁決をするとき（当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決に係る法第50条第1項に規定する裁決書の謄本の送付を受けたとき）について準用する。この場合において、第22条第3項中「開示決定の日」とあるのは「審査請求に対する裁決をする日（当該実施機関が審査庁（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下この項において同じ。）でないときは、当該裁決に係る同法第50条第1項に規定する裁決書の謄本（以下「裁決謄本」という。）の送付を受けた日。以下「裁決日等」という。）」と、「開示決定後」とあるのは「裁決日等以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨（当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決謄本の送付を受けた旨）及び当該裁決の」と読み替えるものとする。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（事業者の責務）

第42条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な取扱いに努めなければならない。

（事業者等への支援）

第43条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、本市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（指導又は助言）

第44条 市長は、事業者に対し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な指導又は助言を行うものとする。

（苦情の相談の処理）

第45条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（出資法人等の個人情報の保護）

第46条 本市が出資している法人（土地開発公社を除く。）又は本市が継続的に補助金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの（以下「出資法人等」と

いう。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第47条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又はこれらの協力の求めに応ずるものとする。

第5章 雑則

(費用負担)

第48条 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る事務については、手数料を徴収しない。

2 第23条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(整理が行われていない保有個人情報に係る特例)

第49条 保有個人情報のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第3章(第4節を除く。)の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第50条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第51条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第52条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務従事者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下

の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(設置) 第2条 略</p> <p>(1) <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「<u>不服審査法</u>」という。)</u>の規定により<u>不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項(次に掲げる条例に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。)</u>を処理すること。</p> <p><u>イ 尼崎市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年尼崎市条例第 号。以下「<u>議会個人情報保護条例</u>」という。)</u></p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「<u>個人情報保護法</u>」という。)</u>第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び<u>不服審査法の規定(個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>により<u>不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項(個人情報保護法に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。)</u>を処理すること。</p> <p>(3) <u>尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年尼崎市条例第 号。以下「<u>個人情報保護法施行条例</u>」という。)</u>の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(4) <u>議会個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 審査委員会は、前項各号に掲げる事務を行うほか、<u>情報公開制度又は個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要な事項について調査審議し、情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関又は個人情報</u></p>	<p>(設置) 第2条 略</p> <p>(1) <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により同法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項(次に掲げる条例に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。)</u>を処理すること。</p> <p><u>イ 尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号。以下「<u>個人情報保護条例</u>」という。)</u></p> <p>(2) <u>個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 審査委員会は、前項各号に掲げる事務を行うほか、<u>情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要な事項について調査審議し、<u>実施機関</u>(情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条</u></p>

<p>報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関若しくは尼崎市議会議長に意見を述べることができる。</p>	<p>例第2条第1号に規定する実施機関をいう。<u>以下同じ。)</u>に意見を述べるができる。</p>
---	--

尼崎市子どもの育ち支援条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>第18条 削除</p>	<p><u>(要支援の子ども等に関する情報の活用)</u> <u>第18条 市長及び尼崎市教育委員会は、第14条第1項本文の規定による支援その他の要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、法令の規定に従い、その保有する要支援の子ども又はその保護者(以下「要支援の子ども等」という。)の属する世帯の構成その他の要支援の子ども等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。</u></p>

尼崎市暴力団排除条例（第5条関係）

改正後	現 行
<p>第14条 削除</p>	<p>(個人情報の取得等)</p> <p>第14条 尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要な限度で、個人情報（同条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取得することができる。</p> <p>2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要な限度で、取得した個人情報を他の実施機関、警察本部長その他の関係機関等に提供することができる。</p>

尼崎市危険空家等対策に関する条例（第6条関係）

改正後	現 行
<p>(実態調査等)</p> <p>第6条</p> <p><u>3 削除</u></p>	<p>(実態調査等)</p> <p>第6条</p> <p><u>3 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報で氏名その他の法定外空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u></p>

尼崎市行政不服審査会条例（第7条関係）

改正後	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、別に定めるものを除くほか、<u>法その他法令の規定により法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、<u>法の規定により法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項(次の各号に掲げる条例の規定に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものを除く。)</u>を処理する。</p> <p>(1) <u>尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)</u></p> <p>(2) <u>尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)</u></p> <p>(3) <u>尼崎市公文書の管理等に関する条例(令和4年尼崎市条例第3号)</u></p>

尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例（第8条関係）

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 法第9条第3項又は<u>個人情報保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「<u>個人情報保護法</u>」という。）第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による求めに係る写し等の交付</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p>(6) 第2条第1項第6号に掲げる事務(次に掲げる<u>法律又は条例</u>の規定に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。) 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会</p> <p>ア <u>個人情報保護法</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>尼崎市議会個人情報の保護に関する条例</u>（令和5年尼崎市条例第 号）</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による求めに係る写し等の交付</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p>(6) 第2条第1項第6号に掲げる事務(次に掲げる<u>条例</u>の規定に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。) 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>尼崎市個人情報保護条例</u>（平成16年尼崎市条例第48号）</p>

尼崎市自治のまちづくり条例（第9条関係）

改正後	現 行
<p>(情報の発信)</p> <p>第7条</p> <p>3 市長等は、第1項の規定による情報の発信を行おうとするときは、信頼される市政の実現のため、<u>個人に関する情報を適正に管理するとともに、当該情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(情報の発信)</p> <p>第7条</p> <p>3 市長等は、第1項の規定による情報の発信を行おうとするときは、信頼される市政の実現のため、<u>個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に管理するとともに、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

尼崎市債権管理条例（第10条関係）

改正後	現 行
<p>(滞納発生後の調査等)</p> <p>第13条 債権管理者は、市債権に滞納が発生したときは、必要に応じ、法令又は市の条例の定めるところにより、その滞納理由、滞納者又はその保証人の財産又は収入の状況その他必要な事項を調査しなければならない。</p> <p><u>2 削除</u></p>	<p>(滞納発生後の調査等)</p> <p>第13条 債権管理者は、市債権に滞納が発生したときは、必要に応じ、法令又は市の条例の定めるところにより、その滞納理由、滞納者又はその保証人(以下「滞納者等」という。)の財産又は収入(以下「財産等」という。)の状況その他必要な事項を調査しなければならない。</p> <p><u>2 債権管理者は、市債権の管理に関する事務を効率的かつ効果的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度において、法令の規定に従い、その保有する滞納者等の財産等の状況その他の滞納者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は他の債権管理者に提供することができる。</u></p>

尼崎市公文書の管理等に関する条例（第11条関係）

改正後	現 行
<p>(保存期間が満了した簿冊等の取扱い)</p> <p>第8条</p> <p>3 市長以外の実施機関は、前項の規定により市長に移管する簿冊等について、第16条第1項第1号アからカまでに掲げる情報が記録されているとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>(保存等)</p> <p>第13条</p> <p>3 市長は、特定歴史的公文書に<u>個人に関する情報</u>が記録されている場合には、当該情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(利用請求があった場合の措置)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 当該利用請求に係る特定歴史的公文書に次に掲げる情報が記録されている場合 ウ <u>情報公開条例第7条第2号の2に掲げる情報</u> エ～カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に前項第1号アからカまでに掲げる情報が記録されているか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、第8条第3項の規定により当該特定歴史的公文書に意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。</p> <p>3 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に第1項第1号アからカまでに掲げる情報が記録されている場合であっても、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除</p>	<p>(保存期間が満了した簿冊等の取扱い)</p> <p>第8条</p> <p>3 市長以外の実施機関は、前項の規定により市長に移管する簿冊等について、第16条第1項第1号アからオまでに掲げる情報が記録されているとして市長において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。</p> <p>(保存等)</p> <p>第13条</p> <p>3 市長は、特定歴史的公文書に<u>個人情報</u>（<u>尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。</u>）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(利用請求があった場合の措置)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 当該利用請求に係る特定歴史的公文書に次に掲げる情報が記録されている場合 ウ～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に前項第1号アからオまでに掲げる情報が記録されているか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、第8条第3項の規定により当該特定歴史的公文書に意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。</p> <p>3 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書に第1項第1号アからオまでに掲げる情報が記録されている場合であっても、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除</p>

<p>くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた特定歴史的公文書を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた特定歴史的公文書に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第21条</p> <p>3 市長は、特定歴史的公文書であつて、第8条第3項の規定により市長以外の実施機関から第16条第1項第1号オに掲げる情報が記録されているとして意見が付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>(尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)</p> <p>1 1 情報公開条例付則第7項の規定により情報公開条例第7条第2号ウ及び第3号を読み替えて適用する場合には、第16条第1項第1号イ及びエ中「に掲げる」とあるのは、「(情報公開条例付則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる」として、この条例の規定を適用する。</p>	<p>くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた特定歴史的公文書を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた特定歴史的公文書に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第21条</p> <p>3 市長は、特定歴史的公文書であつて、第8条第3項の規定により市長以外の実施機関から第16条第1項第1号エに掲げる情報が記録されているとして意見が付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>(尼崎市土地開発公社に係る不開示情報の特例)</p> <p>1 1 情報公開条例付則第7項の規定により情報公開条例第7条第2号ウ及び第3号を読み替えて適用する場合には、第16条第1項第1号イ及びウ中「に掲げる」とあるのは、「(情報公開条例付則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる」として、この条例の規定を適用する。</p>
---	---

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第29号	所 管	公文書管理担当
件 名	尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本市では、尼崎市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を平成17年4月1日に施行し、現行条例に基づき個人情報保護制度を運営してきたところである。</p> <p>こうした中、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の制定により、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、令和5年度から、本市を含む全ての地方公共団体の個人情報保護制度は、国の行政機関と同様の規律が適用され、あわせて、地方公共団体においては、法による委任等により許容される事項に限り、条例で定めることができることとなる。</p> <p>このため、本市においても、現行の個人情報保護制度との整合を図りつつ、法の趣旨の範囲内で必要な事項を定める条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 定義（第2条）</p> <p>条例の適用対象となる市の機関について、現行条例の適用対象の機関のうち、議会、指定管理者、尼崎市土地開発公社を除く機関を実施機関として定める。</p> <p>(2) 市の責務（第3条）</p> <p>市は、個人情報の適正な取扱いの厳格な実施を確保するための施策を策定し、これを実施する責務を有する旨を規定する。</p> <p>(3) 法による委任等により条例で定めることが許容される事項</p> <p>現行条例と同様の運用を行うため、主に次の事項を規定する。</p> <p>ア 実施機関が個人情報ファイルを保有等する場合の市長への届出義務（第5条）</p> <p>イ 開示決定等の期限（第6条）</p> <p>ウ 訂正請求等の対象（第8条）</p> <p>(4) 開示請求に係る費用負担（第7条）</p> <p>開示請求に係る事務手数料は徴収せず、写し等に係る実費は徴収する。</p> <p>(5) 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会への諮問（第12条）</p> <p>実施機関は、法の趣旨の範囲内で、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問できる旨を規定する。</p> <p>(6) 管理体制等（第13条）</p> <p>市長は、個人情報に関する管理体制、研修その他の事項について必要な措置を講ずる旨を規定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>					

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第30号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>2025年日本国際博覧会の準備及び開催運営等を行い、同博覧会を成功させることをもって、国際連合の掲げる持続可能な開発目標達成に貢献するとともに、我が国の産業及び文化の発展に寄与することを目的とする公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に、本市職員を派遣することができるようにするため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本市職員を派遣することができる団体に「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」を加える。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>					

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

改正後	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項各号に掲げる職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p><u>(13) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u></p> <p><u>(14)～(20) 略</u></p> <p>2 法第2条第1項の<u>条例</u>で定める職員は、次の<u>とおり</u>とする。</p> <p>3 法第2条第3項の<u>条例</u>で定める事項は、次の<u>とおり</u>とする。</p> <p>(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員（以下「派遣職員」という。）の<u>その派遣先団体（職員派遣に係る団体をいう。以下同じ。）における福利厚生に関する事項</u></p> <p>(2) <u>派遣職員</u>の<u>その派遣先団体の業務への</u>従事の状況の連絡に関する事項</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（<u>次項に定める職員</u>を除く。）を派遣することができる。</p> <p><u>(13)～(19) 略</u></p> <p>2 法第2条第1項に<u>規定する条例</u>で定める職員は、次の<u>各号に掲げる職員</u>とする。</p> <p>3 法第2条第3項に<u>規定する条例</u>で定める事項は、<u>次に掲げる事項</u>とする。</p> <p>(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）<u>を受ける団体</u>（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項</p> <p>(2) <u>職員派遣をされた職員</u>（以下「派遣職員」という。）の派遣先団体における<u>業務の</u>従事の状況の連絡に関する事項</p>

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第31号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）により、出産育児一時金の支給額が変更されることに伴い、兵庫県国民健康保険運営方針においても、県内市町の標準的な支給額を健康保険法施行令の改正に準じた金額に改める方針が示されたことから、出産育児一時金の支給額を変更するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主は、世帯員が雇用保険に加入していて非自発的な失業（倒産や解雇等）をした場合、特例対象被保険者等に該当したことを市に届け出る必要があるが、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第130号）により、当該届出の際の添付書類について、雇用保険受給資格者証の代替として雇用保険受給資格通知も有効であるとされたことを契機に、今後、こうした添付書類の変更に弾力的な対応が可能となるよう、当該届出に関する事項を規則規定に改めるもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 被保険者が出産した際に、その世帯の世帯主に支給する出産育児一時金の支給額を408,000円から488,000円に改める。</p> <p>また、産科医療補償制度への掛金を加算した支給額については、420,000円から500,000円に改める。</p> <p>(2) 特例対象被保険者等に該当した場合の届出について、必要な事項を条例規定から規則規定に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>ただし、上記2(2)の改正については、公布の日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>488,000円</u>（規則で定める場合には、<u>500,000円</u>）を支給する。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第19条の5 <u>世帯主は、自ら又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等となったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>408,000円</u>（規則で定める場合には、<u>420,000円</u>）を支給する。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第19条の5 <u>特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する受給資格者証の写しを添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該世帯主の氏名及び住所</u></p> <p>(2) <u>当該特例対象被保険者等の氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号</u></p> <p>(3) <u>当該特例対象被保険者等が離職した年月日</u></p> <p>(4) <u>当該特例対象被保険者等が離職した理由</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p>

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第32号	所 管	歴史博物館
件 名	尼崎市文化財保存活用基金条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>文化財の保存及び活用（保存及び活用のための取得を含む。）に係る事業で市長が別に定めるもの（以下「文化財保存活用事業」という。）の財源について、広く寄付を募り確保することを目的として、文化財保存活用基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づき条例を制定するもの。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置（第1条）</p> <p>文化財保存活用事業に要する経費の財源を確保するため、尼崎市文化財保存活用基金を設置する。</p> <p>(2) 積立額（第2条）</p> <p>基金として積み立てる額は、文化財保存活用事業に充てるための寄付金の額及び毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(3) 管理（第3条）</p> <p>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するとともに、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとする。</p> <p>(4) 処分（第5条）</p> <p>基金は、文化財保存活用事業の目的を達成するため、市長が必要と認めるときに限り、処分することができることとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第33号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>ファミリー世帯の定住・転入を促進するとともに、疾病等になった場合でも安心して暮らせ、保健の向上と福祉の増進に繋がるよう、乳幼児等医療費助成制度の拡充を行うため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>1歳から就学前までの通院にかかる医療費について、保護者及び扶養義務者の市民税所得割額23万5千円以上の自己負担額が「1医療機関等あたり1日につき800円（1医療機関等あたり月2回を限度）」から「自己負担なし」となるよう助成額を改める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>令和5年7月1日</p>				

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現 行
<p>(助成額) 第4条 略 (3) 幼児 <u>被保険者等負担額</u></p> <p>3 <u>第1項第4号ア(イ)</u>、第5号ア(イ)又は第6号(同項第7号の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。)に掲げる被保険者等負担額から控除する額が被保険者等負担額を超えるときは、当該控除する額は被保険者等負担額とする。</p> <p>4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を同一の保険医療機関等が行う場合における<u>第1項第4号ア(イ)</u>、第5号ア(イ)及び第6号の規定の適用については、これらの診療をそれぞれ別の保険医療機関等が行ったものとみなす。</p>	<p>(助成額) 第4条 略 (3) 幼児 <u>次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</u> <u>ア 入院療養以外の対象医療である場合</u> <u>次に掲げる幼児の区分に応じ、当該(イ)又は(イ)に定める額</u> <u>(イ) 幼児であって、その全ての保護者その他幼児を扶養している者について実施日の属する年度分の所得割の額を合計した額が235,000円未満であるもの</u> <u>被保険者等負担額</u> <u>(イ) (イ)に掲げる幼児以外の幼児</u> <u>被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除した額</u> <u>イ 入院療養である場合</u> <u>被保険者等負担額</u></p> <p>3 <u>第1項第3号ア(イ)</u>、<u>第4号ア(イ)</u>、<u>第5号ア(イ)</u>又は第6号(同項第7号の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。)に掲げる被保険者等負担額から控除する額が被保険者等負担額を超えるときは、当該控除する額は被保険者等負担額とする。</p> <p>4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を同一の保険医療機関等が行う場合における<u>第1項第3号ア(イ)</u>、<u>第4号ア(イ)</u>、<u>第5号ア(イ)</u>及び第6号の規定の適用については、これらの診療をそれぞれ別の保険医療機関等が行ったものとみなす。</p>

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第34号	所 管	疾病対策課
件 名	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>公害病認定患者の救済事業のうち、転地療養が必要と診断された患者が空気清浄地にて療養を行う転地入院事業について、平成22年度以降利用実績がないことに加え、当該事業を受託する医療法人が令和5年度から契約を継続しないことを受け、当該事業を廃止することから、それに係る規定を削除するもの。</p> <p>また、尼崎市公害病認定患者救済事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関する組織や任期等の規則で規定している各事項について、条例規定に改めるもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 公害病認定患者の救済事業のうち、「転地入院施設の確保に関する事業」を削除する。</p> <p>(2) 規則規定としている運営協議会の組織、任期等の各事項について、条例規定に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>					

尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例

改正後	現 行
<p><u>(削る)</u> <u>(救済事業)</u> 第3条 略 <u>(削る)</u> (3) 略 <u>(基金の設置)</u> 第4条 公害病認定患者の救済事業に要する経費の財源を確保するため、尼崎市公害病認定患者救済事業基金（以下「基金」という。）を設置する。 <u>(基金の積立額等)</u> 第5条 基金として積み立てる額は、公害病認定患者の救済事業に要する経費に充てるための寄付金の額とする。 2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 3 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 4 基金から生ずる収益は、尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。 <u>(基金の処分)</u> 第6条 基金は、第4条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。 <u>(基金の管理の細目)</u> 第7条 前2条に規定するもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p><u>第3条及び第4条 削除</u> <u>(救済事業)</u> 第5条 略 <u>(3) 転地入院施設の確保に関する事業</u> <u>(4) 略</u></p> <p><u>第6条及び第7条 削除</u></p> <p><u>(公害病認定患者救済事業基金)</u></p>

<p><u>(削る)</u></p> <p><u>第8条 公害病認定患者の救済事業の運営に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市公害病認定患者救済事業運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p>	<p><u>第8条 公害病認定患者の救済事業を実施するため、尼崎市公害病認定患者救済事業基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p><u>2 基金の額は、500,000,000円とする。</u></p> <p><u>3 基金から生ずる収益は、公害病認定患者の救済事業に充てるために支出し、その金額は、毎年度予算で定める。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の目的に支出してなお余剰金があるときその他必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に積立てをすることができる。</u></p> <p><u>5 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立て額相当額増加するものとする。</u></p> <p><u>6 基金は、第5条第1号に規定する健康回復に関する事業及び同条第2号に規定する保養に関する事業を実施するためその他市長が特に必要があると認めるときに限り、処分をすることができる。</u></p> <p><u>7 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</u></p> <p><u>8 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u></p> <p><u>9 前各項に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p><u>(公害病認定患者救済事業運営協議会)</u></p> <p><u>第9条 公害病認定患者の救済事業の円滑な運営を図るため、尼崎市公害病認定患者救済事業運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p>
---	---

<p><u>2 削除</u></p> <p><u>3 削除</u></p> <p><u>4 削除</u></p> <p><u>(協議会の組織等)</u></p> <p><u>第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。</u></p> <p><u>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者</u></p> <p><u>(2) 公害病認定患者の代表者</u></p> <p><u>(3) 産業界の代表者</u></p> <p><u>(4) 市の関係職員</u></p> <p><u>3 委員の任期は、1年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。</u></p> <p><u>4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p><u>(協議会の会長及び副会長)</u></p> <p><u>第10条 協議会に会長及び副会長を置く。</u></p> <p><u>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>	<p><u>2 協議会は、委員10人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者</u></p> <p><u>(2) 公害病認定患者の代表者</u></p> <p><u>(3) 産業界の代表者</u></p> <p><u>(4) 本市関係職員</u></p> <p><u>4 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p>
--	---

<p><u>(協議会の招集等)</u></p> <p><u>第11条</u> 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p><u>2</u> 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p><u>3</u> 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>4</u> 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>(協議会の運営の細目)</u></p> <p><u>第12条</u> 第9条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> <p>付 則</p> <p><u>(招集の特例)</u></p> <p><u>3</u> 最初に招集される協議会は、<u>第11条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>市長</u>が招集する。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>付 則</p>
--	---

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第35号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市墓園及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場の管理運営については、平成21年度から指定管理者制度を導入し、業務の安定性や継続性を確保するため、市の出資法人である公益財団法人尼崎環境財団を非公募により指定管理者に選定している。</p> <p>こうした中で、近年においては全国的に民間事業者が参入する事例が増えており、近隣他都市においても多くの導入実績が見受けられるようになったことを受けて、本市においても令和6年度からの次期指定管理者の選定にあたっては、公募による選定を行うことにより、これまでの業務の安定性等に加え、更なる業務の効率化を図るため、関係条例において所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例の改正 指定管理者を公募で選定するための規定を整備する。</p> <p>(2) 尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の改正 指定管理者を公募で選定するための規定を整備する。</p> <p>(3) 尼崎市指定管理者選定委員会条例の改正</p> <p>ア 対象施設の追加 尼崎市指定管理者選定委員会が指定管理者の選定に関する事項を調査審議する対象施設に「尼崎市墓園」及び「尼崎市立弥生ヶ丘斎場」を追加する。</p> <p>イ 選定委員会の設置単位 尼崎市指定管理者選定委員会は、上記アの追加対象施設を一の対象施設とみなして設置する。</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日 ただし、上記2(3)の改正については、公布の日</p>					

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 墓地の管理（第5条—第25条）</p> <p>第3章 雑則（第26条—<u>第36条</u>）</p> <p>（墓園の管理）</p> <p>第28条 墓園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、<u>法人その他の団体</u>（以下「<u>法人等</u>」という。）であつて市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>（指定管理者の指定の申請）</u></p> <p>第29条 <u>指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（指定管理者の選定）</u></p> <p>第30条 <u>市長は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、墓園の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市民の平等な利用が確保されること。</u></p> <p><u>(2) 墓園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 墓園の管理を安定して行う能力を有していること。</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、墓園の設置</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 墓地の管理（第5条—第25条）</p> <p>第3章 雑則（第26条—<u>第35条</u>）</p> <p>（墓園の管理）</p> <p>第28条 墓園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、<u>公益社団法人又は公益財団法人その他これらに類する法人</u>（以下「<u>公益法人等</u>」という。）であつて市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>（指定管理者の選定）</u></p> <p>第29条 <u>市長は、墓園の管理を安定的に行うことができると認める公益法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする公益法人等をして指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。</u></p>

<p><u>目的を達成するために十分な能力を有していること。</u></p> <p>(指定管理者の指定等の公告)</p> <p><u>第31条</u> 市長は、<u>前条</u>の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は<u>その</u>管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p><u>第32条～第36条</u> 略</p>	<p>(指定管理者の指定等の公告)</p> <p><u>第30条</u> 市長は、<u>前条第1項</u>の規定により選定した<u>公益法人等</u>を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p><u>第31条～第35条</u> 略</p>
---	---

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(斎場の管理)</p> <p>第6条 斎場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、<u>法人その他の団体</u>（以下「<u>法人等</u>」という。）であつて市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者の選定)</u></p> <p>第8条 <u>市長は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、斎場の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>市民の平等な利用が確保されること。</u></p> <p>(2) <u>斎場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p>(3) <u>斎場の管理を安定して行う能力を有していること。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、斎場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。</u></p> <p>(指定管理者の指定等の公告)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨</p>	<p>(斎場の管理)</p> <p>第6条 斎場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、<u>公益社団法人又は公益財団法人その他これらに類する法人</u>（以下「<u>公益法人等</u>」という。）であつて市長が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>(指定管理者の選定)</u></p> <p>第7条 市長は、<u>斎場の管理を安定的に行うことができる</u>と認める公益法人等を、<u>指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする公益法人等をして指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。</u></p> <p>(指定管理者の指定等の公告)</p> <p>第8条 市長は、前条第1項の規定により選定した<u>公益法人等</u>を指定管理者に指定したとき</p>

<p>を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は<u>その</u>管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>第10条～第12条 略</p>	<p>は、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>第9条～第11条 略</p>
---	--

尼崎市指定管理者選定委員会条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>別表第1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>17 尼崎市墓園及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場</u> (以下「墓園等」という。)</p> <p><u>18～31 略</u></p> </div> <p>備考 第5項、第10項から第14項まで、<u>第17項、第21項、第22項、第24項から第26項まで、第28項及び第29項</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>8 墓園等</u></p> <p><u>9～19 略</u></p> </div> <p>備考 第3項から第5項まで、<u>第8項、第12項及び第14項から第17項まで</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>	<p>別表第1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>17～30 略</u></p> </div> <p>備考 第5項、第10項から第14項まで、<u>第20項、第21項、第23項、第24項、第25項、第27項及び第28項</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>8～18 略</u></p> </div> <p>備考 第3項から第5項まで、<u>第11項、第13項、第14項、第15項及び第16項</u>に掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第36号	所 管	健康支援推進担当
件 名	尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の制定に伴い、令和4年4月1日に民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた一方で、20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律においては、喫煙に関する年齢制限は従来のまま20歳とされていることから、これらに関する規定について所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>前文及び第10条中、「未成年者」を「20歳未満の者」に改めるとともに、所要の文言整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市たばこ対策推進条例

改正後	現 行
<p>(前文)</p> <p>たばこは、広く親しまれてきた嗜好品であるとされていますが、喫煙とがん、循環器疾患、呼吸器疾患等の発症との因果関係が科学的に明らかにされるなど、数多くの喫煙による健康への影響が指摘されています。また、受動喫煙が、<u>20歳未満の者</u>や妊婦をはじめとする喫煙者以外の者の健康に影響を及ぼすことも懸念されています。</p> <p>さらに、たばこについては、健康への影響以外にも、路上喫煙や歩きたばこにより他人にやけどなどの被害を及ぼし、また、たばこの吸い殻の散乱がまちの美観を損ねるなどの社会的な問題も引き起こしています。</p> <p>このような状況の中で、市においては、禁煙の支援や受動喫煙の防止に関する啓発とともに、歩きたばこの抑制やたばこの吸い殻の散乱防止を目的とした取組を進めてきましたが、いまだたばこが人や社会に及ぼす影響に対する理解が十分に深まっているとはいえないため、これらのたばこ対策をより一層推進していく必要があります。</p> <p>ここに、私たちは、たばこに関する様々な課題の解決に向けて、自治のまちづくりの基本理念に基づき、市、市民、事業者等が、相互に協力してたばこ対策に取り組み、その推進を図ることにより、健康的にかつ安全で快適に暮らし、過ごすことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定します。</p> <p>(<u>20歳未満の者の喫煙の防止</u>)</p> <p>第10条 市民等及び事業者は、<u>20歳未満の者に身近な者の喫煙が当該20歳未満の者の喫煙を誘発するおそれがあること</u>を理解するとともに、<u>20歳未満の者の喫煙の防止に努めなければならない</u>。</p>	<p>(前文)</p> <p>たばこは、広く親しまれてきた嗜好品であるとされていますが、喫煙とがん、循環器疾患、呼吸器疾患等の発症との因果関係が科学的に明らかにされるなど、数多くの喫煙による健康への影響が指摘されています。また、受動喫煙が、<u>未成年者</u>や妊婦をはじめとする喫煙者以外の者の健康に影響を及ぼすことも懸念されています。</p> <p>さらに、たばこについては、健康への影響以外にも、路上喫煙や歩きたばこにより他人にやけどなどの被害を及ぼし、また、たばこの吸い殻の散乱がまちの美観を損ねるなどの社会的な問題も引き起こしています。</p> <p>このような状況の中で、市においては、禁煙の支援や受動喫煙の防止に関する啓発とともに、歩きたばこの抑制やたばこの吸い殻の散乱防止を目的とした取組を進めてきましたが、いまだたばこが人や社会に及ぼす影響に対する理解が十分に深まっているとはいえないため、これらのたばこ対策をより一層推進していく必要があります。</p> <p>ここに、私たちは、たばこに関する様々な課題の解決に向けて、自治のまちづくりの基本理念に基づき、市、市民、事業者等が、相互に協力してたばこ対策に取り組み、その推進を図ることにより、健康的にかつ安全で快適に暮らし、過ごすことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定します。</p> <p>(<u>未成年者の喫煙の防止</u>)</p> <p>第10条 市民等及び事業者は、<u>未成年者に身近な成年者の喫煙が当該未成年者の喫煙を誘発するおそれがある事</u>を理解するとともに、<u>未成年者の喫煙の防止に努めなければならない</u>。</p>

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第37号	所 管	こども青少年課
件 名	尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市青少年健全育成基金の見直しによる基金活用事業の範囲拡大に伴い、新たな基金活用事業の選定に関する事項を尼崎市青少年問題協議会の調査審議事項とするため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 題名及び協議会名称 題名を「尼崎市青少年協議会条例」に改め、協議会名称も同様に改める。</p> <p>(2) 調査審議事項 調査審議事項に「子ども・若者応援事業に関する事項」を追加する。</p> <p>(3) 委員 委員に「市民（若者に限る。）の代表者」を追加する。</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>					

尼崎市青少年問題協議会条例

改正後	現 行
<p>(題名) <u>尼崎市青少年協議会条例</u> (この条例の趣旨) 第1条 この条例は、<u>尼崎市青少年協議会</u>（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等) 第2条 次項に規定する事項を処理させるため、<u>市長の附属機関として、協議会を置く。</u> 2 <u>協議会は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条に規定する事務をつかさどるほか、次に掲げる事項を調査審議する。</u> (1) <u>尼崎市子ども・若者応援基金条例（令和元年尼崎市条例第 号）第1条に規定する子ども・若者応援事業に関する事項</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成及び福祉の増進に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの</u></p> <p>(組織) 第3条 <u>協議会は、委員25人以内で組織する。</u> 2 <u>協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</u></p> <p>(委嘱等) 第4条 (削る) 1 略 (2) <u>市民（若者に限る。）の代表者</u> (3) <u>関係行政機関の職員</u> (4) <u>市の関係職員</u></p> <p>(削る) 2 略 5 削除</p>	<p>(題名) <u>尼崎市青少年問題協議会条例</u> (設置) 第1条 <u>地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、尼崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>(組織) 第2条 <u>協議会は、委員25人以内で組織する。</u> 2 略 (2) <u>関係地方行政機関</u> (3) <u>本市関係職員</u> 3 <u>前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる。</u> 4 略 5 <u>特別委員は、第3項の特別の事項に関する</u></p>

<p>(任期等)</p> <p><u>第5条</u> 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。</p> <p><u>3 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</u></p> <p><u>第6条・第7条</u> 略</p> <p>(会議)</p> <p><u>第8条</u> 協議会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。<u>次項において同じ。</u>）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(部会)</p> <p><u>第9条</u></p> <p>2 部会は、会長が指名する委員（<u>特別委員を含む。以下同じ。</u>）で組織する。</p> <p>4 <u>第6条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。</u>この場合において、前条第1項中「<u>委員</u>」とあるのは「<u>部会に属する委員</u>」と、同条第2項中「<u>委員</u>」とあるのは「<u>部会に属する委員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第10条</u> 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員（<u>部会にあつては、その属する委員</u>）以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>(幹事)</p> <p><u>第11条</u></p> <p>2 幹事は、委員の属する<u>関係行政機関の職員及び市の職員</u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>付 則</p> <p>(招集の特例)</p>	<p><u>調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第3条</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p><u>第4条・第5条</u> 略</p> <p>(会議)</p> <p><u>第6条</u> 協議会は、委員（特別委員を含む。<u>以下同じ。</u>）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(部会)</p> <p><u>第7条</u></p> <p>2 部会は、会長が指名する委員で組織する。</p> <p>4 <u>第4条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。</u>この場合において、前条第1項中「<u>委員（特別委員を含む。以下同じ。）</u>」とあるのは「<u>部会に属する委員</u>」と、同条第2項中「<u>委員</u>」とあるのは「<u>部会に属する委員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第8条</u> 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>(幹事)</p> <p><u>第9条</u></p> <p>2 幹事は、委員の属する<u>関係地方行政機関の職員及び本市職員</u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>付 則</p> <p>(招集の特例)</p>
--	--

2 最初に招集される協議会は、 <u>第7条</u> の規定にかかわらず、市長が招集する。	2 最初に招集される協議会は、 <u>第5条</u> の規定にかかわらず、市長が招集する。
---	---

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第38号	所 管	こども青少年課、財政課
件 名	尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市特別会計青少年健全育成事業費は、昭和57年に設置し、青少年健全育成基金の運用益等を財源として、青少年団体による地域活動の推奨及び青少年の指導体制の充実を図ってきた。</p> <p>今般、尼崎市青少年健全育成基金条例の全部を改正し、基金の活用範囲を広げることにあわせ、令和5年度以降は一般会計で経理を行うこととするため、当該特別会計を廃止するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第6号「青少年健全育成事業 尼崎市特別会計青少年健全育成事業費」を削る。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>ただし、青少年健全育成事業に係る令和4年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。</p>					

尼崎市特別会計条例

改正後	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。</p> <p><u>(6) 削除</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。</p> <p><u>(6) 青少年健全育成事業 尼崎市特別会計青少年健全育成事業費</u></p>

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第39号	所 管	こども青少年課
件 名	尼崎市子ども・若者応援基金条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市青少年健全育成基金について、現行の基金活用事業の範囲を「青少年団体による地域活動」から「子ども・若者の健全な育成等を図るための事業」に拡大するため、尼崎市青少年健全育成基金条例の全部を改正するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 題名及び基金名称</p> <p>題名を「尼崎市青少年健全育成基金条例」から「尼崎市子ども・若者応援基金条例」に改め、基金名称を同様に改める。</p> <p>(2) 設置目的</p> <p>設置目的を「本市における青少年団体による地域活動を推奨し、青少年の指導体制を充実することにより、青少年の健全な育成を図るため」から「子ども・若者の健全な育成及び福祉の増進を図るための事業で市長が別に定めるもの（子ども・若者応援事業）に要する経費の財源を確保するため」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>					

尼崎市青少年健全育成基金条例

改正後	現 行
<p>(題名) <u>尼崎市子ども・若者応援基金条例</u></p> <p>(設置) 第1条 子ども・若者（おおむね30歳未満の者をいう。）の健全な育成及び福祉の増進を図るための事業で市長が別に定めるもの（以下「子ども・若者応援事業」という。）に要する経費の財源を確保するため、<u>尼崎市子ども・若者応援基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立額) 第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。 (1) 子ども・若者応援事業に要する経費に充てるための寄付金の額 (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額</p> <p>(管理) 第3条 略</p> <p>(運用益金の処理) 第4条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、<u>基金に編入するものとする。</u></p>	<p>(題名) <u>尼崎市青少年健全育成基金条例</u></p> <p>(設置) 第1条 本市における青少年団体による地域活動を推奨し、青少年の指導体制を充実することにより、青少年の健全な育成を図るため、<u>尼崎市青少年健全育成基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>450,000,000円</u>とする。</p> <p>(基金の管理) 第3条 略</p> <p>(基金から生じる収益の支出) 第4条 基金から生じる収益は、<u>尼崎市特別会計青少年健全育成事業費歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な事業（以下「青少年健全育成事業」という。）の実施に要する経費に充てる。</u></p> <p>2 市長は、青少年健全育成事業の実施に当たっては、<u>尼崎市青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(基金への編入) 第5条 市長は、青少年健全育成事業に支出してなお剰余金があったとき、及び青少年健全育成事業のための寄付金があったときは、<u>これらを基金に編入することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により基金への編入が行われたときは、<u>基金の額は、編入額相当額増加するものとする。</u></p>

<p>(処分)</p> <p><u>第5条</u> 基金は、<u>第1条</u>に規定する<u>設置の目的</u>を達成するため、<u>市長</u>が必要があると認めるときに限り、処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(処分)</p> <p><u>第6条</u> 基金は、<u>基金</u>の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が<u>別に</u>定める。</p>
---	---

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第40号	所 管	経済活性課
件 名	尼崎市産業労働審議会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本市の産業振興及び雇用就労支援については、尼崎市産業振興基本条例の3つの基本理念（産業の振興、起業の促進、雇用就労の維持創出）に基づき施策に取り組んでいる。</p> <p>また、本市では、産業振興に関する事項を調査審議する「尼崎市産業問題審議会」と雇用就労支援等に関する事項を調査審議する「尼崎市労働問題審議会」を設置している。</p> <p>こうした中で、今後は、ポストコロナ時代における新たな課題への対応を見据え、産業振興や雇用就労支援等について、一体的に調査審議を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、尼崎市産業労働審議会を設置するための条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容等</p> <p>(1) 設置（第1条）</p> <p>産業の振興等に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として尼崎市産業労働審議会を置く。</p> <p>(2) 組織（第2条）</p> <p>審議会は、委員13人以内で組織する。また、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>(3) 任期等（第4条）</p> <p>委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>(4) 部会（第8条）</p> <p>審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。</p> <p>(5) 条例の廃止（付則第2項）</p> <p>尼崎市労働問題審議会条例及び尼崎市産業問題審議会条例を廃止する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>					

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第41号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の制定により、省エネルギー化を図るための建築物の改修をする場合の建築物の高さ制限に係る特例許可制度等が創設されることから、当該許可申請等に対する審査に係る手数料を新たに設定するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）の施行により、低炭素建築物新築等計画の認定等における審査方法について、従来の性能基準による評価に加え、仕様で判断する評価方法である「誘導仕様基準」が新設されたことから、当該誘導仕様基準を用いた場合の審査に係る手数料を新たに設定するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 次に掲げる許可及び認定の申請に対する審査に係る手数料の規定を追加する。</p> <p>ア 高度地区における建築物の高さに関する特例の許可 1件につき 160,000円</p> <p>イ 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に関する認定 1件につき 27,000円</p> <p>(2) 次に掲げる計画の認定について、誘導仕様基準に適合するかどうかを判定する場合の審査に係る手数料の規定を追加する。</p> <p>ア 低炭素建築物新築等計画（共同住宅） 1件につき 住宅部分の床面積に応じて38,000円から915,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画（戸建住宅及び共同住宅） 1件につき 住宅部分の床面積に応じて20,000円から940,000円</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日 ただし、上記2(2)の改正については、公布の日の翌日</p>					

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後

別表第1

19 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円

20～23 略

24 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物等の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

25・26 略

27 法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

28～40 略

41 法第86条第2項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（建築等（新築を除く。）を行わない既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	78,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

42 略

43 法第86条第4項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（建築等（新築を除く。）を行わない既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

44 法第86条の2第1項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（増築等を行わない一敷地内認定建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	78,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

45 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める額

現 行

別表第 1

19～22 略

23 法第55条第3項各号の規定に基づくその敷地の周囲に空地を有する建築物等の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

24・25 略

26～38 略

39 法第86条第2項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	78,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

40 略

41 法第86条第4項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

42 法第86条の2第1項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	78,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

43 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（増築等を行わない一敷地内認定建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000 円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えて得た額

4.6 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（増築等を行わない一敷地内許可建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000 円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えて得た額

4.7～5.1 略

別表第8

1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この表において「新築等計画」という。）の認定の申請（以下この表において「認定申請」という。）、法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更（以下この表において「計画変更」という。）の認定の申請（以下この表において「変更認定申請」という。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下この表において「省令」という。）第46条の2の規定に基づく計画変更が軽微な変更（省令第44条第2号に掲げるものに限る。）に該当していることを証する書面（以下この表において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この表において「交付請求」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)				
	A 申請書に規則で定める書面が添付されている場合	B Aに該当する場合を除き、申請書に設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合	C Aに該当する場合を除き、誘導仕様基準に適合するかどうかを判定する場合	D Aに該当する場合を除き、簡易判定法により判定する場合	E AからDまでに掲げる場合以外の場合

額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000 円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えて得た額

4.4 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000 円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000 円に1を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えて得た額

4.5～4.9 略

別表第8

1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この表において「新築等計画」という。）の認定の申請（以下この表において「認定申請」という。）、法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更（以下この表において「計画変更」という。）の認定の申請（以下この表において「変更認定申請」という。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下この表において「省令」という。）第46条の2の規定に基づく計画変更が軽微な変更（省令第44条第2号に掲げるものに限る。）に該当していることを証する書面（以下この表において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この表において「交付請求」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)			
	A 申請書に規則で定める書面が添付されている場合	B Aに該当する場合を除き、申請書に設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合	C Aに該当する場合を除き、簡易判定法により判定する場合	D AからCまでに掲げる場合以外の場合

(1) 申請のあった新築等計画又は計画変更の対象が一戸建て住宅である場合	ア 一戸建て住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000 円	9,100 円	＝	—	40,000 円
	イ 一戸建て住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500 円	9,600 円	＝	—	45,000 円
(2) 申請のあった新築等計画若しくは計画変更の対象又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを「対象計画等」という。）に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000 円	—	<u>38,000</u> 円	—	77,000 円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000 円	—	<u>66,000</u> 円	—	130,000 円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000 円	—	<u>125,000</u> 円	—	228,000 円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000 円	—	<u>178,000</u> 円	—	318,000 円
	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000 円	—	<u>322,000</u> 円	—	617,000 円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000 円	—	<u>520,000</u> 円	—	1,065,000 円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000 円	—	<u>915,000</u> 円	—	1,958,000 円
(3) 対象計画等に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000 円	—	＝	96,000 円	244,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	22,000 円	—	＝	124,000 円	307,000 円

(1) 申請のあった新築等計画又は計画変更の対象が一戸建て住宅である場合	ア 一戸建て住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000 円	9,100 円	—	40,000 円
	イ 一戸建て住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500 円	9,600 円	—	45,000 円
(2) 申請のあった新築等計画若しくは計画変更の対象又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを「対象計画等」という。）に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000 円	—	—	77,000 円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000 円	—	—	130,000 円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000 円	—	—	228,000 円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000 円	—	—	318,000 円
	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000 円	—	—	617,000 円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000 円	—	—	1,065,000 円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000 円	—	—	1,958,000 円
(3) 対象計画等に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000 円	—	96,000 円	244,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	22,000 円	—	124,000 円	307,000 円

	ル以上 1,000 平方メートル未満のもの					
ウ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	—	—	163,000 円	397,000 円
エ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	104,000 円	—	—	271,000 円	575,000 円
オ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	154,000 円	—	—	347,000 円	703,000 円
カ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	201,000 円	—	—	424,000 円	839,000 円
キ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	243,000 円	—	—	492,000 円	953,000 円
ク	非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	357,000 円	—	—	656,000 円	1,209,000 円
摘要 略						

備考

2 「誘導仕様基準」とは、規則で定める基準をいう。

3～6 略

別表第9

2 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「性能向上計画」という。）の認定の申請（この表において「認定申請」という。）、法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更（以下この表において「計画変更」という。）の認定の申請（以下この表において「変更認定申請」という。）又は省令第29条の規定に基づく計画変更が軽微な変更（省令第26条第2号に掲げるものに限る。）に該当していることを証する書面（以下この表において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この表において「交付請求」という。）に対する審査（次項に該当するものを除く。）次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)			
	A 申請書に規則で定める書面が添	B Aに該当する場合を除き、誘導	C Aに該当する場合を除き、モデ	D AからCまでに掲げる場合以外

	ル以上 1,000 平方メートル未満のもの				
ウ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	—	163,000 円	397,000 円
エ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	104,000 円	—	271,000 円	575,000 円
オ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	154,000 円	—	347,000 円	703,000 円
カ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	201,000 円	—	424,000 円	839,000 円
キ	非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	243,000 円	—	492,000 円	953,000 円
ク	非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	357,000 円	—	656,000 円	1,209,000 円
摘要 略					

備考

2～5 略

別表第 9

2 法第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「性能向上計画」という。）の認定の申請（この表において「認定申請」という。）、法第 3 6 条第 1 項の規定に基づく性能向上計画の変更（以下この表において「計画変更」という。）の認定の申請（以下この表において「変更認定申請」という。）又は省令第 2 9 条の規定に基づく計画変更が軽微な変更（省令第 2 6 条第 2 号に掲げるものに限る。）に該当していることを証する書面（以下この表において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この表において「交付請求」という。）に対する審査（次項に該当するものを除く。） 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)		
	A 申請書に規定する書面が添	B Aに該当する場合を除き、モデ	C A又はBに掲げる場合以外の場合

		付され ている 場合	<u>仕様基 準に適 合する かどう かを判 定する 場合</u>	ル建物 法誘導 基準に 適合す るかど うかを 判定す る場合	の場合
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。）が一戸建ての住宅である場合	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	6,900 円	<u>20,000</u> 円	—	37,000 円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	7,400 円	<u>22,000</u> 円	—	42,000 円
(2) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。）又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを「対象建築物等」という。）に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	<u>37,000</u> 円	—	74,000 円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円	<u>66,000</u> 円	—	126,000 円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,000 円	<u>126,000</u> 円	—	222,000 円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	<u>181,000</u> 円	—	310,000 円
	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	165,000 円	<u>328,000</u> 円	—	604,000 円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	<u>533,000</u> 円	—	1,045,000 円

		付され ている 場合	ル建物 法誘導 基準に 適合す るかど うかを 判定す る場合	合
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。）が一戸建ての住宅である場合	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	6,900 円	—	37,000 円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	7,400 円	—	42,000 円
(2) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。）又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを「対象建築物等」という。）に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	—	74,000 円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円	—	126,000 円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,000 円	—	222,000 円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	—	310,000 円
	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	165,000 円	—	604,000 円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	—	1,045,000 円

	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円	<u>940,000</u> 円	—	1,923,000 円
(3) 対象建築物等に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	—	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	—	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	—	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	—	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	—	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	—	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	—	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	—	644,000 円	1,187,000 円
摘要 略					

備考

1 「誘導仕様基準」とは、別表第 8 第 1 項の表備考 2 に規定する誘導仕様基準をいう。

2～3 略

- 3 認定申請（その性能向上計画に法第 3 4 条第 3 項各号に掲げる事項（以下この表において「他の建築物の位置等」という。）が記載されている場合に限る。）又は変更認定申請（その計画変更後の性能向上計画に他の建築物の位置等が記載されている場合に限る。以下この表において同じ。）に対する審査 前項の表に定める額に、申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に記載されている他の建築物（同条第 3 項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）ごとに次表に定める額を加えて得た額

区 分	金 額 (1 件につき)			
	A 申請書に規則で	B Aに該当する場	C Aに該当する場	D AからCまでに

	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円	—	1,923,000 円
(3) 対象建築物等に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	644,000 円	1,187,000 円
摘要 略				

備考

1～2 略

3 認定申請（その性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項（以下この表において「他の建築物の位置等」という。）が記載されている場合に限る。）又は変更認定申請（その計画変更後の性能向上計画に他の建築物の位置等が記載されている場合に限る。以下この表において同じ。）に対する審査 前項の表に定める額に、申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に記載されている他の建築物（同条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）ごとに次表に定める額を加えて得た額

区 分	金 額 (1件につき)		
	A 申請書 に規則で	B Aに該 当する場	C A又は Bに掲げ

		定める書面が添付されている場合	<u>合を除き、誘導仕様基準に適合するかどうかを判定する場合</u>	合を除き、モデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合	掲げる場合以外の場合
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に記載されている他の建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。以下この項において「対象他の建築物」という。）が一戸建ての住宅である場合	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900 円	<u>20,000</u> 円	—	37,000 円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400 円	<u>22,000</u> 円	—	42,000 円
(2) 対象他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000 円	<u>37,000</u> 円	—	74,000 円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000 円	<u>66,000</u> 円	—	126,000 円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000 円	<u>126,000</u> 円	—	222,000 円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000 円	<u>181,000</u> 円	—	310,000 円
	オ 共同住宅等部分の全体	165,000	<u>328,000</u>	—	604,000

		定める書面が添付されている場合	合を除き、モデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合	る場合以外の場合
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に記載されている他の建築物（変更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。以下この項において「対象他の建築物」という。）が一戸建ての住宅である場合	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円	—	37,000円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円	—	42,000円
(2) 対象他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	—	74,000円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	—	126,000円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	—	222,000円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	—	310,000円
	オ 共同住宅等部分の全体	165,000	—	604,000

	の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	円	円		円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	<u>533,000</u> 円	—	1,045,000 円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円	<u>940,000</u> 円	—	1,923,000 円
(3) 対象他の建築物に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請にあつては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	—	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	—	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	—	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	—	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	—	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	—	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	—	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	—	644,000 円	1,187,000 円
	摘要 略				

	の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	円		円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	—	1,045,000 円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円	—	1,923,000 円
(3) 対象他の建築物に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	644,000 円	1,187,000 円
摘要 略				

備考

1 「誘導仕様基準」とは、別表第8第1項の表備考2に規定する誘導仕様基準をいう。

2～3 略

5 略

備考 略

3 「共同住宅等部分」とは、第2項の表備考3に規定する共同住宅等部分をいう。

備考

1～2 略

5 略

備考 略

3 「共同住宅等部分」とは、第2項の表備考2に規定する共同住宅等部分をいう。

<令和5年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第42号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>本市の特定公共賃貸住宅及び市営住宅の入居者資格は、「同居親族がある者であること」をその要件の1つとしている。</p> <p>こうした中で、近年の家族の多様化を踏まえ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第14号）が施行されたことに伴い、特定優良賃貸住宅における同居親族の定義に、児童福祉法の規定による里親に委託されている児童が追加されるとともに、パートナーシップ制度の同性パートナー等を想定し、親族に準ずる者として地方公共団体の長が定めるものが追加できることとされた。</p> <p>本市の特定公共賃貸住宅及び市営住宅についてもこれを踏まえた取扱いを行うため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>主な改正内容</p> <p>特定公共賃貸住宅及び市営住宅の同居親族の定義に次の者を加える。</p> <p>ア 児童福祉法の規定による里親に委託されている児童</p> <p>イ 尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している者</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第4号に規定する所得をいう。</u></p> <p>(4) <u>親族等 親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している者をいう。</u></p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 略</p> <p>(2) <u>自ら居住するため住宅を必要とする者で当該者と現に同居し、又は同居しようとする当該者に係る親族等があるものであること。</u></p> <p>(3) <u>その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとするその者に係る親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</u></p> <p>(入居者の選考の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) <u>入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする当該入居申込者に係る親族等（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を除く。）のうち</u>に18歳未満の児童が3人以上ある者</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第3号に規定する所得をいう。</u></p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 略</p> <p>(2) <u>自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者であること。</u></p> <p>(3) <u>その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</u></p> <p>(入居者の選考の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) <u>同居親族に</u>18歳未満の児童が3人以上ある者</p>

<p>(3) <u>入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする当該入居申込者に係る親族等（次号において「入居申込者等」という。）のうち</u>に60歳以上の者がある者</p> <p>(4) <u>入居申込者等</u>のうち心身障害者で規則で定めるものがある者</p> <p>(6) 婚姻の届出をして1年以内の者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあり、その期間が1年以内の者を含む。）又は婚姻の予約者で、その相手方と同居しようとするもの</p>	<p>(3) <u>同居親族（入居者を含む。次号において同じ。）</u>に60歳以上の者がある者</p> <p>(4) <u>同居親族</u>に心身障害者で規則で定めるものがある者</p> <p>(6) 婚姻の届出をして1年以内の者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあり、その期間が1年以内の者を含む。）又は婚姻の予約者で、その相手方と同居しようとするもの</p>
---	--

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(4) <u>親族等 親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）</u>、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童又は尼崎市パートナーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ宣誓書受領書を保有している者をいう。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>(2) <u>その者と現に同居し、又は同居しようとするその者に係る親族等</u>があること。</p> <p>(5) <u>その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとするその者に係る親族等</u>が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>(2) <u>他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため入居申込者に係る親族等</u>と同居することができない者</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第15条 入居者は、市営住宅の入居の際に同居した<u>者以外の当該入居者に係る親族等</u>を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第16条 入居者が死亡し、又は退去した場合</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）</u>があること。</p> <p>(5) <u>その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族</u>が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>(2) <u>他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</u></p> <p>(同居の承認)</p> <p>第15条 入居者は、市営住宅の入居の際に同居した<u>親族以外の者</u>を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第16条 入居者が死亡し、又は退去した場合</p>

<p>において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた<u>当該入居者に係る親族等</u>は、市長の承認を受けて、引き続き市営住宅に居住することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の承認を受けようとする者（入居者の入居時から引き続き同居している<u>当該入居者に係る親族等</u>を除く。次号において同じ。）が入居者と同居していた期間が1年以上であること。</p>	<p>において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、市長の承認を受けて、引き続き市営住宅に居住することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の承認を受けようとする者（入居者の入居時から引き続き同居している<u>親族</u>を除く。次号において同じ。）が入居者と同居していた期間が1年以上であること。</p>
--	--

<令和5年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第43号	所 管	財政課
件 名	尼崎市土地開発公社の解散について				
内 容					
1	趣旨 <p>尼崎市土地開発公社（以下「公社」という。）を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第22条第1項の規定により、議決を求めるもの。</p>				
2	解散の背景 <p>公社は、法に基づいて、昭和48年4月に本市が設立したもので、用地取得における弾力的な対応や、資金の機動的な確保など、適切な手法を用いて確実に用地の先行取得を実施することにより、本市の公共事業の円滑な執行に寄与してきた。</p> <p>一方で、近年は、バブル期のように土地価格が上昇し続ける社会経済環境下にはなく、公社による先行取得における経済的メリットが減少していることに加えて、用地の先行取得を伴う公共事業の数も減少している状況にあり、公社については一定役割を終えつつあると考えられるものの、公社を活用する場面は減少しても公社の基本的な事務は存続しており、事務コストも発生し続けている状態にある。</p> <p>以上のことを踏まえ、用地の先行取得の必要が生じた場合には、公共用地先行取得事業費会計の活用による先行取得が可能であることから、行財政改革計画「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」の計画期間が終了する令和4年度を区切りとし、当該年度を以って公社を解散するもの。</p>				
3	今後のスケジュール <p>令和5年3月 兵庫県知事へ公社の解散認可申請 兵庫県知事の認可後清算手続き開始</p> <p>令和5年7月 公社の清算終了</p> <p>令和5年9月 市議会への令和4年度公社決算及び清算終了報告</p>				

<令和5年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第44号	所 管	行政管理課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1	契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。				
2	包括外部監査人として契約を締結する者 芦屋市松ノ内町6番20号 弁護士 重田 和寿				
3	契約の内容 (1) 契約の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (2) 契約の金額 11,964,000円を上限とする額 (3) 契約の方法 随意契約				
4	主な選定理由 (1) 令和4年度の包括外部監査において、弁護士としての専門性を活かした有効な監査を実施した。 (2) 令和5年度の包括外部監査に対しても意欲的であり、本市における監査実績を踏まえ、より効率的・効果的な監査の実施が期待できる。				

<令和5年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第45号	所 管	福祉課
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者又はその相続人に対して有する権利)				
内 容					
1	<p>権利の内容</p> <p>阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人等に対して有する次に掲げる金銭に係る債権</p> <p>(1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金</p> <p>(2) 元金に係る利子並びに元金及び利子の償還の遅滞に係る違約金</p>				
2	<p>相手方</p> <p>別紙に掲げる72件の借受人等</p>				
3	<p>放棄する債権の金額</p> <p>本件の議決日において償還義務のある債権の額</p> <p>(参考:令和4年11月30日時点 83,246,468円)</p>				
4	<p>放棄の理由</p> <p>阪神・淡路大震災における被災者支援においては、給付制度である被災者生活再建支援金がなかったことから、当時、被災者が生活再建のためのまとまった資金を手にするには災害援護資金貸付制度に頼らざるを得なかった。</p> <p>当該貸付けを行って以降は、本市としては債権回収の取組を適切に行うとともに、免除要件に該当する借受人等の債権を免除するといった措置も行ってきた。</p> <p>しかしながら、阪神・淡路大震災から28年が経過した現在においても、依然として免除の対象とならない少額償還者や所在不明者に対する未償還債権が残っており、借受人等の多くは高齢化が進んでいることなど、完済が困難な状況である。</p> <p>また、市が債権を放棄した場合に放棄した元金の3分の1に相当する額の財政支援を行う方針を兵庫県が示している中、被災者の生活の立て直しという当初の貸付けの目的を鑑み、さらには、今後も債権の管理を継続した場合の費用対効果を踏まえると、債権を放棄した方が本市の財政負担も軽減されることが見込まれることから、本債権を放棄するものである。</p>				

(金額は令和4年11月30日時点のもの)

(単位：円)

No	借受人等	金額		
		元金	利子等	合計
1		748,942	35,138	784,080
2		1,111,243	44,607	1,155,850
3		723,488	39,296	762,784
4		731,870	34,145	766,015
5		2,000,179	135,671	2,135,850
6		489,365	14,015	503,380
7		302,021	6,359	308,380
8		1,213,425	83,085	1,296,510
9		532,398	15,982	548,380
10		447,362	12,588	459,950
11		2,499,484	229,348	2,728,832
12		870,102	28,748	898,850
13		592,103	24,912	617,015
14		1,167,661	68,719	1,236,380
15		1,687,019	97,746	1,784,765
16		1,053,247	40,103	1,093,350
17		1,338,218	99,797	1,438,015
18		854,392	38,458	892,850
19		574,860	18,520	593,380
20		373,408	11,607	385,015
21		746,616	32,941	779,557
22		1,346,816	90,564	1,437,380
23		1,282,897	57,868	1,340,765
24		1,253,719	88,791	1,342,510
25		79,710	1,196	80,906
26		1,022,735	38,115	1,060,850
27		681,006	18,844	699,850
28		973,084	48,620	1,021,704
29		1,898,969	122,881	2,021,850

30		1,287,323	83,057	1,370,380
31		276,233	4,139	280,372
32		1,201,448	72,432	1,273,880
33		404,551	10,153	414,704
34		1,050,015	71,645	1,121,660
35		1,692,245	142,135	1,834,380
36		1,164,960	68,420	1,233,380
37		2,089,398	164,032	2,253,430
38		688,567	34,093	722,660
39		1,101,579	68,931	1,170,510
40		744,577	29,465	774,042
41		40,600	608	41,208
42		1,447,798	73,052	1,520,850
43		926,145	44,235	970,380
44		1,045,235	62,275	1,107,510
45		1,253,605	78,775	1,332,380
46		42,742	638	43,380
47		1,203,497	94,143	1,297,640
48		580,665	20,845	601,510
49		1,100,138	69,877	1,170,015
50		1,429,262	126,398	1,555,660
51		951,452	46,590	998,042
52		750,174	35,841	786,015
53		216,182	6,478	222,660
54		1,359,544	103,966	1,463,510
55		1,429,589	64,134	1,493,723
56		1,335,263	89,117	1,424,380
57		1,272,242	81,138	1,353,380
58		1,492,133	129,702	1,621,835
59		1,210,833	91,827	1,302,660
60		934,353	61,857	996,210
61		1,092,877	60,503	1,153,380
62		0	2,311,992	2,311,992

63		554,612	19,247	573,859
64		2,499,280	229,315	2,728,595
65		284,287	4,763	289,050
66		2,481,905	207,945	2,689,850
67		1,888,331	121,519	2,009,850
68		2,055,611	143,154	2,198,765
69		1,413,629	112,644	1,526,273
70		581,703	15,782	597,485
71		1,495,692	125,818	1,621,510
72		1,493,104	125,406	1,618,510
合計		76,159,718	7,086,750	83,246,468

<令和5年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第46号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）				
内 容					
<p>1 提起理由 市営住宅における他の入居者への迷惑行為を是正しない者に対して、入居する市営住宅の明渡し及び明渡しに至るまでの損害賠償金の支払いを求めるもの。</p> <p>2 当事者 (1) 原告 尼崎市 代表者 尼崎市長 松本 眞 (2) 被告氏名 ■■■■■</p>					

<令和5年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第47号	所 管	道路課
件 名	市道路線の一部廃止について				
内 容					
1	理由 道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、市道路線を一部廃止するため、議決を求めるもの。				
2	対象路線				
	路 線 名		廃 止 区 間		
	穴 太 1 0 号 黒 川 線		東園田町4丁目134-1～同132-1		
3	今後の予定 議決後、速やかに尼崎市長の告示				

市道路線の一部廃止図

別図

